

災害時における医療機器等の供給に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と北海道医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害時における医療機器及び医療材料（以下「医療機器等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、災害時における医療機器等の安定供給を図るため、必要があると認めるときは、乙に対し、医療機器等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（供給要請の方法）

第3条 甲が乙に供給要請するにあたっては、文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 やむを得ない理由により、前条による手続きがとれないときは、甲は乙の加入会員に対し、直接、供給要請ができるものとする。この場合、甲は供給要請の内容を速やかに乙に連絡するものとする。

2 乙又は乙の会員は、甲の要請を受けた数量の医療機器等の確保に最大限努めるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲は、第1条による供給要請を行った場合、乙に対して速やかに被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（医療機器等の引渡し）

第6条 医療機器等の受取り場所については、甲が乙と事前に協議するものとし、当該場所において、甲の職員又は甲が指定する者が、品目及び数量を確認した上、受け取るものとする。

第7条 医療機器等の搬送は乙が行うこととする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講ずることとする。

（医療機器等の価格）

第8条 医療機器等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（代金の支払）

第9条 医療機器等の代金については、医療機器等の供給を受けた者が、供給業者に支払うものとする。

(災害補償)

第 10 条 甲は、第 1 条による供給要請に基づき、医療機器等の輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、次に掲げる場合を除き、医療機器等の輸送に従事した者の損害賠償に関する条例（「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和 38 年 12 月 25 日条例第 56 号）」）に定めるところにより、その損害を補償する。

- (1) 輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは輸送に従事した者が契約する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合
- (4) 他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲乙いずれからも何らの意志表示もないときは、有効期間満了の日の翌月から起算して 1 年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

甲 北 海 道
北海道知事

乙 北海道医療機器販売業協会

会 長

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と公益社団法人北海道柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、災害時における柔道整復師の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、北海道地域防災計画に基づき、柔道整復師による医療救護活動を実施する必要がある場合には、乙に対し柔道整復救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに柔道整復救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（柔道整復救護班の業務）

第4条 柔道整復救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 柔道整復救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に対する柔道整復（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の施術
- (2) 被災者に対する柔道整復の施術に用いる衛生材料等の提供

（柔道整復救護班に対する指揮命令等）

第5条 柔道整復救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（衛生材料等の補給等）

第6条 甲は、衛生材料等の補給、柔道整復救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（施術料）

第7条 第4条第1項に規定する救護所における被災者に対する施術料は無料とする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 柔道整復救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 柔道整復救護班が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものの

(損害補償等)

第9条 乙は、第3条に定める災害医療救護計画に基づき救護所等に派遣する柔道整復救護班員について、傷害保険に加入するものとする。

2 乙が派遣した柔道整復救護班員が、救護活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは身体障害を有することとなった場合は、前項の規定により乙が加入する傷害保険により補償するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、その協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年5月16日

甲 北海道
北海道知事

乙 公益社団法人北海道柔道整復師会

会長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第 11 条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第 12 条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道老人福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第 13 条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第 2 条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成 26 年 11 月 5 日

甲 北海道

北海道知事

乙 北海道老人福祉施設協議会

会長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道老人保健施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難しい場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第 11 条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第 12 条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道老人保健施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第 13 条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第 2 条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成 26 年 11 月 5 日

甲 北海道

北海道知事

乙 一般社団法人北海道老人保健施設協議会

会長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道身体障害者福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者（児）の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者（児）数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。

4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道身体障害者福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

甲 北海道

北海道知事

乙 北海道身体障害者福祉施設協議会

会長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道知的障がい福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者（児）の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者（児）数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

- 第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
- (1) 支援施設又は受入施設の名称
 - (2) 提供を受けた支援の内容等
 - (3) 支援活動を受けた期間
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

- 第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

- 第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

- 第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
 - (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

- 第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
- (1) 受入可能な人数
 - (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
 - (3) 提供可能な物資等の種類
 - (4) その他必要な事項
- 2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
- 3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

- 第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第 11 条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第 12 条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道知的障がい福祉協会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第 13 条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第 2 条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成 26 年 11 月 5 日

甲 北海道

北海道知事

乙 一般社団法人北海道知的障がい福祉協会

会 長